

第3節 郵便事業特例措置

郵便事業特例措置

□日本郵便株式会社

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は災害の態様及び公衆の被災状況等の被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。市は、日本郵便株式会社が実施する災害特別事務の内容や援護対策について、被災した住民をはじめとして、市民に対し広報並びに特例措置に関する内容周知を図るよう努める。

地震・津波災害復旧・復興対策における郵便事業の特例措置は、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第3節「郵便事業特例措置」に準ずる。